

# 入札書に添付する積算内訳書について

令和7年12月12日  
七尾市総務部監理課

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、全ての公共工事入札において、内訳書の提出が義務となっています。令和6年6月14日に公布された建設業法の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約適正化の促進に関する法律が改正され、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（令和7年12月12日施行）。

## 1 対象工事について

令和7年12月12日以降に入札を行う全ての建設工事

## 2 内訳書に記載すべき内容について

- ・材料費
- ・労務費
- ・法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- ・安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- ・建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るもの）に係る掛金
- ・その他当該公共工事の施工のために必要な経費

## 3 入札書に添付する積算内訳書について

入札に際しては、別添「別記内訳書」に金額を記載したものを積算内訳書に添付するなど、内訳書に記載すべき内容を記載した積算内訳書を受領します。なお、内訳書に記載すべき内容を含むものであれば、任意の様式でも可とします。

別記内訳書

### 別記内訳書

## 【別記内訳書の記載における留意事項】

内訳書を作成するための負担を軽減する必要があることから、算出可能な範囲内で、積算された金額を記載してください。

### ○直接工事費における労務費や材料費

「主要な材料」や「積上げ積算方式の工種」等について、材料費や労務費を積み上げ、金額を記載してください。

なお、労務費や材料費のうち

- ・市場単価や標準単価などの労務費だけの分割算出が困難なもの
- ・雑材料や燃料費など、全体の材料費に対して費用割合が小さいものなど

については、算出可能な範囲内で、積算に反映してください。

### ○法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額を記載してください。

### ○安全衛生経費

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を記載してください。